平成20年5月13日

各　　位

会　社　名　文化シヤッター株式会社
代表者名　　代表取締役　　茂木　　哲哉
（コード番号　５９３０　東証第一部）
問合せ先　　人事総務部長　市川　　治彦
（ＴＥＬ　０３－５８４４－７２００）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の当社第62期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）当社における今後の事業拡大および収益向上を目的とした機動的な資金調達および資本政策遂行のため、会社法第 113 条第 3 項の規定に基づき、当社定款に定める「発行可能株式総数」を現行の 145,092,000 株から、288,000,000 株へ拡大したく変更をお願いするものであります。

（２）当社は、平成 20 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」およびその対応策である買収防衛策の導入につきまして決議いたしましたが、買収防衛策の導入、継続、変更および廃止にあたりましては、その重要性に鑑み、株主総会にお諮りして、株主の皆様の意思を尊重することが肝要であると考えております。

つきましては、株主の皆様の意思を尊重するべく、買収防衛策の導入、継続、変更および廃止に対する株主総会における決議の法的根拠を明確にするための規定を、当社定款第 19 条として新たに設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第5条　（条文省略） （発行可能株式総数） 第6条　　当会社の発行可能株式総数は １４５，０９２，０００株とする。	第１条～第5条　（現行どおり） （発行可能株式総数） 第6条　　当会社の発行可能株式総数は ２８８，０００，０００株とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第7条～第18条　（条文省略）	第7条～第18条　（現行どおり）
（新　設）	（買収防衛策） 第19条　当会社は、株主総会の決議により、当会社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上のため、当会社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。当会社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法律および本定款上認められるその他の措置を行うことができる。
第19条～第45条　（条文省略）	第20条～第46条　（現行どおり）

以　上